

令和 8 年 1 0 月 2 日

部署名：契約管財課

電 話：0942-65-7067

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指 名 停 止 措 置 業 者

所在地 福岡県筑後市大字野町 4 3 4 番地

商号又は名称 有限会社秋山産業

2 指 名 停 止 の 期 間

令和 8 年 1 0 月 2 日から令和 8 年 1 0 月 1 5 日まで（2 週間）

3 事 実 概 要

筑後市発注の R8 上北島裏山恵美手線道路改良工事の施工に当たり、令和 8 年 9 月 7 日、下層路盤を施工中、後退したバックホウのキャタピラと作業員 1 名の右脚が接触した結果、作業員が負傷した。

4 指 名 停 止 の 理 由

上記の事実は、筑後市指名停止等措置要綱別表 1 第 7 項（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【筑後市指名停止等措置要綱 別表 1】

| 措置要件                    |                                                                 | 期間                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 | 7 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 |